

令和 8 年 2 月 10 日

第 2 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和8年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 301号室

3. 出席委員（農業委員6名 計6名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1番	欠席
委 員	2番	田代 カズヨ
	3番	穴井 幸子
	4番	松野 英一
	5番	時松 達也
	6番	飯沼 由彦
	7番	欠席

農地利用最適化推進委員	下城地区	中村 孝・宮崎 徳雄
	黒淵地区	梅木 隆志

4. 欠席委員

穴井 英雄委員、時松 浩一郎委員、大塚 哲治委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見

～番号6 について（利用権賃借）

第5 議案第3号番号1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見

について（賃借権の設定・移転）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹

事務局職員（係長） 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和8年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は6名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、4番 松野英一委員、6番 飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和8年2月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。議案第1号 番号1です。農地の所在は、黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、320㎡です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。

詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が4,545㎡、畑が1,792㎡、合計面積は6,337㎡です。小国町と南小国町にそれぞれ農地を所有しています。貸付地は、田が3,183㎡。こちらは、小国町の農地です。借入地は、田が2,489㎡、

畑が 822 m²、合計面積 3,311 m²です。借入地は南小国の土地を借入をしています。3 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。7 ページが航空写真の位置図、赤枠は今回の申請地です。8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して担当の梅木推進委員から報告をお願いします。

梅木推進委員 この案件については、2 月 3 日に私と石松会長、大塚推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、管理がされている農地でした。今後は、譲り受け手の方が耕作及び管理をするとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われ。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 写真を見る限りでは、管理されていると思いますけど、今まではどなたが管理されたのでしょうか。

係 長 この譲受人の方が管理をしていたと聞きました。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 1 は原案のとおり決定します。

議 長 日程第3 議案第1号 番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号 番号2です。農地の所在は、下城字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、面積は、6,614㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。

詳細は、タブレット端末の資料1の10ページからです。10ページが許可申請の写しです。11ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が7,204㎡、畑が53,708㎡、合計面積60,912㎡です。畑の貸付地が50,000㎡です。借入地は、畑が46,618㎡です。12ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。13ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。14ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。15ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。16ページが航空写真の位置図、17ページに現地立会時の写真、18ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。補足ですが、16ページを見ていただくと、北側の三角部分は、筆自体が違うため今回の申請地に入っていません。そこを含めて一体的に取引をするため譲受人以外に渡ることはないと思われます。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の5番時松達也委員から報告をお願いします。

5 番 この案件については、2月3日に私と宮崎推進委員、中村推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。譲り受け手の方が管理をしていくとのことですので所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 三角部分について、案件として上がってくるのでしょうか。

係 長 分筆され、売買することになったら申請されると思われます。

宮崎推進委員 全体の面積は、三角の部分を含めて約8反です。三角の部分は、山林を持ち主の方が畑として利用したようです。今後は、買われた方が分筆した段階で地目を畑に変えることで案件として上がってくるかどうかとのことです。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定します。

議 長 日程第4 議案第2号 番号1から番号6「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の3ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和8年2月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計4,794㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号2です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計1,440㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける

者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号3です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,994㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号4です。議案書の4ページになります。農地の所在は、大字宮原字〇〇の1筆です。地目は、記簿、現況、共に田。面積は、合計1,883㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号5です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、5,347㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

最後に番号6です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。合計面積は、1,900㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の使用貸借です。

今回は、番号1が純粋な新規案件ですが、それ以外の案件は、以前から貸し借りしている更新案件になります。法律が改正されたことで新規案件扱いとなっております。番号1に関しては、契約期間の満期に伴って耕作者が変更となりました。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号1から番号6について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号 番号1から番号6は原案のとおり同意することを決定します。

議 長 日程第5 議案第3号 番号1「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の5ページになります。議案第3号番号1に関しては、耕作者の変更に伴う議題です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。

議案第3号 番号1です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計5,227㎡です。内容は、転貸になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田。期間は4年2ヶ月の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。当初の耕作者が途中で耕作が出来なくなったということで、今回の耕作者に変更することになります。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第2回総会を閉会致します。

令和8年第2回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

6 番